

新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設運営方針

1. 目的

新興感染症が流行している状況で、感染予防や感染拡大防止を図りながら避難所を開設・運営することを目的に本方針を定める。

2. 基本的な対策方針

- (1) 避難所の過密(三密)状態防止
- (2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- (3) 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- (4) 避難者自身の感染予防対策・感染拡大防止措置への理解と協力依頼
- (5) 感染が疑われる(濃厚接触者含む)避難者および自宅療養者の避難に対する適切な対応

3. 具体的な対策方法

(1) 避難所の過密(三密)状態防止

- ・災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知する。
- ・避難所の受付では、まず検温及び消毒ブースを設け、避難者に必ず検温と手洗いを周知する。また、各自受付スペースにて避難者カードへ健康状態を記入し、受付を行う。(症状の有無を把握しスクリーニングを実施する。)

(2) 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

<手洗い及び咳エチケットの徹底>

- ・手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底させるため、避難所内の情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシ(別紙1)を掲示する。

<十分な換気の実施>

- ・避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。

<十分な居住スペース及び社会的・身体的距離の確保>

- ・居住スペースは1人当たり3㎡とし、家族単位とする。また、避難者間の間隔は2mを確保し、避難者同士は対面とならないように配慮する。(通常2㎡)
- ・居住スペースが教室の場合は、過密を避けるため10人未満とする。

<入所時及び定期的な健康チェック>

- ・避難所受入れ時及び朝晩2回の検温を実施し、避難者自身が「健康管理チェックリスト(別紙2)」により健康管理する。
- ・車中泊におけるエコノミークラス症候群対策として、避難所内の情報掲示板に注意喚起チラシ(別紙3)を掲示する。

(3) 避難所スペース及び新たな避難所の確保

- ・発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテルや旅館等の活用等も検討する。
- ・町内自治会等、一時避難所としての地区集会場を活用することについて改めて協力を求め、その際は避難所同様に感染症予防や感染拡大防止に努めるよう周知する。
- ・指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ・災害時応援協定の締結先に対し、一時的な避難所としての施設等の提供を協議する。

(4) 避難者自身の感染予防対策・感染拡大防止措置への理解と協力依頼

- ・避難の際には、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計の持参の協力を依頼する。
- ・こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。(水洗が通常使用できる場合は、必ず蓋を閉じてから流す)
- ・原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咄嗟に咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- ・向かい合わせではなく背を向けて座るようにする。
- ・37.5℃以上の熱がある、又は強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに避難所運営職員等に報告する(健康管理チェック リストによる自己管理)
- ・物品等は、定期的に、および目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。特に、共用スペースの清掃、消毒を徹底して行う。特にトイレについては、使用の度に消毒を行う。

(5) 感染が疑われる避難者への適切な対応

- ・感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から専門機関(※1)に連絡し、検査、入院の調整をする。
- ・やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保する。その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保する。また、専用スペースを確保できない場合は可能な限り、パーティションで区切る等の工夫をする。
- ・症状が出た者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。

※1 受診・相談センター

飛騨保健所 0577-33-1111(内線309)

休日夜間窓口 058-272-8860(平日17時から翌9時、土日祝日24時間)

(5-1)濃厚接触者への対応(市単独での対応は難しいため、保健所及び県との連携を図る)

- ・濃厚接触者の専用施設を確保する。
- ・専用施設を確保できず、一般避難者と同一の敷地内で確保する場合は、別棟もしくは敷地内での車中泊とする。やむを得ず、他の避難者と同一の建物内で確保する場合は、動線を分け、専用通路・階段、専用トイレを設置し、完全分離する。
- ・濃厚接触者の毎日の健康確認は、保健所が実施する。
- ・濃厚接触者の対応にあたっては、適切な感染防止対策を実施する。

(5-2)自宅療養者への対応(市単独での対応は難しいため、保健所及び県との連携を図る)

- ・自宅療養者については、療養先が決まるまでの一時的な避難先の提供とする。
- ・避難先にあつては、緊急避難として指定緊急避難場所もしくは、それと同等の避難先を確保する。
- ・専用施設を確保できず、一般避難者と同一の敷地内で確保する場合は、別棟もしくは敷地内での車中泊とする。やむを得ず、他の避難者と同一の建物内で確保する場合は、動線を分け、専用通路・階段、専用トイレを設置し、完全分離する。
- ・自宅療養者等の毎日の健康確認は、県が実施する。
- ・自宅療養者等の対応にあたっては、適切な感染防止対策を実施する。